

SGEC 分別・表示事業体認定 審査報告書

株式会社 もくみ

平成 19 年 9 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の概要

II. 審査経過

III. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の審査における判定事由
書

1. 株式会社もくみの概要

(1) 申請者名称・所在地 株式会社もくみ 代表取締役 飯干 徹
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 410-6

(2) 認定事業体 株式会社もくみ 代表取締役 飯干 徹

(3) 事業内容・業種 製材・木材販売・販売

(4) 会社の沿革・概要

平成8年7月 10日 設立

出資団体 日之影町 高千穂町 五ヶ瀬町

西臼杵森林組合

西臼杵製材事業協同組合

西臼杵地区素材生産事業協同組合

資本金 3億4,510万円

年間原木消費量 23,660立方メートル(前年度実績)

年商 5億5千万円(前年度実績)

従業員数 52名(内社員38名、パート14名)

原木の主な仕入れ先 原木市場 素材生産業者

製品の主な販売先 (株)日進 原田木材(株) 九州各県製品市場

(5) 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC認証森林から産出された認証林産物とそれ以外の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する責任者を配置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存し、認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、別に「認証林産物の生産・出荷計画図」及び「SGEC分別・表示管理体制図」を定め、適正に認証材の分別・表示管理を実施することとしている。

2 SGEC認証林産物の分別・表示管理方針書

(1) 管理体制の確立

SGEC認証林産物とそれ以外の林産物が受入・保管・加工・出荷の各工程で混在しないよう、分別・表示管理担当責任者を配置し、管理体制を確立するとともに、伝票等帳票類を作成・保存する。

(2) 発注・受入・保管・管理

発注	担当者が発注する。
受入	認証林産物であることを確認し、マーキングを行う。
保管・管理	管理責任者の元で専用場所にて分別保管・管理する。

(3) 加工

加工部門は担当者同士連携し分別管理を徹底する。加工してマーキングが消えることもあるため、再度のマーキングを行う。

(4) 出荷

認証表示を管理責任者にて確認し出荷する。伝票等帳票類にも明確に区分する。

(5) 帳票管理

- ・認証林産物と非認証林産物等は明確に区分し管理する。
- ・伝票等帳票類を作成・保存し、認証林産物の流通・情報交換・情報開示等に備える。

(6) 研修

分別・表示管理担当責任者及び担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に必ず実施するが、必要に応じて随時行う。またその他の従業員においても周知・研修を行う。

(7) その他

- ・素材及び製品等については毎月末に棚卸しを行い常に在庫管理を行っているが、認証林産物においても同様に行い、入荷時・出荷時もこれを徹底する。
- ・分別・表示管理を的確に行い、SGECの目的を損なわないよう努める。
- ・認証林産物・製品の普及・PRに努め、全社的に社会的意義を理解してこれに取り組む。

Ⅱ. 審査経過

1. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の審査経過

S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄の3名が下記のとおり行った。

平成19年7月 (社)全国林業改良普及協会認証審査センターの鳥越貞雄がS G E C 森林認証、事業体認定の概要、考え方、仕組みについて株式会社 もくみ に対して説明。

【審査申込】

平成19年8月15日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成19年8月20～23日 書類確認

平成19年8月29日／現地確認審査

(内容)

1. 書類審査においては、鳥越貞雄が既存資料の内容を確認し、新たに作成する資料についての指導及び修正事項などを指示した。
2. 8月29日の現地確認審査においては、鳥越貞雄が土場の状況、製材工場のラインの流れ、原木・製材品及び伝票類の管理状況等、現地確認をしてきた。

(場 所)

S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の現地における業務等の状況及び工場・事務所等の確認

(審査員)

現地確認審査 (社) 全国林業改良普及協会 専門審査員 鳥越貞雄

(現地確認審査時の出席者)

株式会社	もくみ	代表取締役	飯干	徹
	同	加工課長	甲斐	券男
	同	営業課長	佐藤	利則
	同	総務係長	谷川	由香

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の業務等の状況、土場における原木の集積状況等、各工程管理の仕組み等、事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成19年9月18日／審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
(株)木構造振興専務取締役(元森林総研) 農学博士	西村	勝美
前東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺	政一
同	児島	裕
同	野田	昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、S G E C の定める「認定審査」基準事項等に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地写真、「株式会社 もくみ」の管理の考え方、各作業の工程管理の仕組み等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請事業体は認定に値する事業体であると認められた。

Ⅲ. S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の審査における判定事由書

S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」

審査委員会により、S G E C の定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」 判定表」のとおり、10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの2「S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」の審査判定表」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、S G E C 分別・表示事業体「株式会社 もくみ」は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 原木を提供する S G E C 森林認証林管理者等、製材品を取り扱う木材流通業者間との連携を密にして、認証材の分別・管理が的確に図られるよう伝票・書類等の整備・管理に努めること
2. 分別・管理については関係職員に対し十分な教育・研修を行うこと

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること

「株式会社もくみ」（西臼杵郡日之影町）は、平成8年、地域の町村他関係機関等の出資で第3セクターとして創設された、地域のスギ人工林材を生産加工する事業体であり、堅実な経営を行っている。販売先も安定した経営を行っている主として九州内の相手方に販売を行っている。最近では国産材住宅の販売・建築を行っている（株）長崎木材（福岡県古賀市）と提携して、宮崎県産のスギ人工林製材品による国産材住宅の販売に力を入れている。さらには宮崎県内の S G E C 認証材の積極的な販売を行おうと今回の事業体認定の申請がなされたものである。取り扱い事業は製材・販売で、製材量は年間2.3万 m^3 （前年実績）となっており、年商は5.5億円（前年実績）、従業員はパートを入れて52名である。

1-2 / 妥当である

経営指標に照らし、財務状態が健全であること

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること

「株式会社もくみ」では、スギ人工林材を中心に、原木市場、素材業者からの購入により集荷を行っている。今回はSGEC森林認証を取得している東臼杵郡美郷町山三ツリーファームや諸県県有林の認証材を購入・製材して、ラベリングを行い市場に売り出して行くことを考えており、ひいては地域の林業・木材加工業を振興していく方針である。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること

宮崎県には諸県県有林、田爪林業、山三ツリーファームを初めとして、大手の製紙会社、林業会社の社有林がSGEC森林認証を取得しており、これらの企業とは各般にわたって、継続的な取引関係がある。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

同社では、上記2-2-1に記述したように地域の認証材を原料として仕入れ、「森林認証材」として市場に売り込んで行き、ひいては林業・林産業の振興及び地域起こしにつなげていく考えである。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

「株式会社もくみ」では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産出荷管理計画図」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同社製材工場には、素材集積土場、製品保管倉庫があり、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「株式会社もくみ」では、分別・表示管理を担当するSGEC認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。

なお、「SGEC分別・表示管理体制図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、素材などについて定期的に検収を行っていることを確認した。なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。